

協同組合「津山総合食品卸売市場」の破産問題について／市長の心情である「ダメなものダメ」について

津山誠心会議



安東 野村 田口
中島 津本(辰)

問 滞納額として、固定資産税7500万円、水道使用料1440万円。破産宣告に要した経費800万円の明確な回収の目途もなく破産申立人となっていたとしたら、当局の判断に疑念を感じます。昨年の9月議会において、

「私自身に責任が求められるということについては、十分理解をしております、私なりに考えていきたい。」と答弁されている。「債権・経費」の回収ができなかった場合、市長はどのような形で責任をとるのか。市は、市場の公益性やその機能の維持に向けて、中小企業融資制度の拡充や産業・流通センター等への移転の奨励制度を用意し、支援をしていくとの方針を示しているが、現状はどうなっているのか。

答 この協同組合は市税の滞納が長期に及んでおり、最終的に滞納整理の一環として破産申し立てを行ったものである。ご理解いただきたい。申し立てには、一定の経費が必要だったが、市税の滞納を放置することこそ、行政の怠慢として責任を問われるものであったと考えている。税債権についても、財団債権及び優先的破産債権として扱われており、今後の破産手続きの中で整理されることになる。卸売市場の今後について、本市とし

ては関係機関と連携し、卸売市場の機能維持に努めていくとともに、引き続き可能な支援を行いたい。

市としては、「津山産業・流通センター」での市場の形成が望ましいと考えており、昨年12月には中小企業融資制度の融資限度枠の拡充を行ったほか、立地奨励制度についても検討を重ねてきている。今後も、市場機能の継続と利用者の方々の利便性向上をできる限り図っていくことが本市の役割と捉えている。



問 昨年12月から1月にかけて、市内各地で「津山市長 宮地昭範」と記された名刺が配布されている。また、告示日の2月2日の数日前、1月下旬に、市長の名前と顔写真の入った個人演説会の告知チラシが川崎地区でポステイングされている。名前と顔写真の入ったチラシや、津山市長の肩書きの入った名刺を配布する行為は、公職選挙法に抵触する恐れはないのか。法に抵触する恐れがあるとすれば、選挙管理委員会として、今後どのような対応をするのか。

答 選挙の事前運動は禁止されており、指摘のように選挙の告示前に個人演説会を告知する文書が配布されたことが事実であれば、公職選挙法に抵触する恐れがあるものと思われる。今後の対応としては、市民等から選管へこのような通報があった場合には、選挙違反の取り締まりの所管は警察であるため、管轄の警察署に連絡することとなる。

◎ 議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れは禁止されています。